言論統制と新聞の買収

畑浩一郎

1826年1月19日号

選挙権拡大と出版の自由は、王政復古政府を絶えず悩ませていた二大問題だった。王政復古時代に幕を引く、七月革命の直接の引き金となったサン・クルーの四勅令が、有権者人口の削減と出版の自由の全面廃止を内容にしていたことは象徴的である。出版法はこの時代、目まぐるしく変わる。検閲制度も何度も廃止されたり、復活したりしている。それだけ新聞、雑誌類の影響力が強まり、政府としても対応に苦慮するはめになったということであろう。

ヴィレール内閣 (1822~27) も、リベラル・ユルトラ両陣営からの政府攻撃に悩まされる。反対陣営であるリベラル派からの攻撃はともかくとして、本来同陣営であるはずのユルトラからも攻撃されるというのは、一見奇妙なことに思われる。しかしこの時代、ユルトラも、穏健派から超過激派まで、主張の異なる様々なグループに分かれていた。したがって、大革命の成果を頭から否定することはできないと主張するヴィレールのような穏健派が、革命以前の旧体制への完全復帰を目指す過激派に、弱腰と批判されるのも当然なのである。そしてこの過激派ユルトラの機関紙として、激しい内閣批判を行っていた新聞のひとつに『コティディエンヌ』紙がある。ヴィレール内閣と『コティディエンヌ』紙。同じユルトラでありながら相容れないこの両者には、実は出版問題に関しては、深い確執がある。

ヴィレール内閣は 1822 年、出版規制をさらに強化しようとして新たな出版 法を制定した。しかしこの 22 年法は、最初こそ効果があったものの、すぐに 力を失い、逆に出版側に大きな自由を与えることになってしまう。そこでこの 事態を打開するために、ヴィレール一派とルイ十八世の側近たちは、途方もな い方法を思いつく。反政府新聞をひそかに買収し、執筆陣を入れ替えて、政府 の御しやすい体質に変えてしまおうというのである。その買収対象のひとつに

『コティディエンヌ』紙が選ばれた。政府は同紙の株の大部分を手に入れるのに成功した。しかしあらゆる方策を尽くしても、ミショーを編集長の椅子から引きずり降ろすことはできなかった。それゆえ 1824 年 6 月 12 日づけの『コティディエンヌ』紙は、ミショーのものと、ヴィレール派の新たな株主に立てられた新編集長シモンのものと、別々に二紙が発行されるという異常事態が起こる。結局、裁判によりミショーは元の権限を取り戻すのだが、以後『コティディエンヌ』紙はヴィレール政府にますます敵意を燃やすことになったのである。

次の記事は、出版法改正にもたつくヴイレール内閣を痛烈に批判したものだが、このような事情を踏まえた上で読むと、ただでさえ辛口の論調にさらなる 皮肉が見え隠れするようで面白い。

パリ、1月18日

リベラル派の新聞は昨日、次のような文章を掲載していた。「我々は以下 のことを主張する。内閣は出版の法的自由を規制する方策を、選挙に基づ く議院である下院に要求させようと策動している。こうすることで、下院 が代表している世論に屈服したのだという外観を装おうとしているのだ」

我々はリベラル派新聞のこのような主張、いやむしろ中傷を信じはしない。悪書の許可が社会に与える悪弊を自覚してはいるものの、しかし両院を前にして、明確にこの問題について発議を行わないような内閣は、善を成すに当たっての自らの無力について、最も嘆かわしい告白をすることになるであろう。発議権は下院にではなく、王権に属しているのだということを、王の特権のために忘れてはならない。内閣たるもの、国家にとって重要だと思われることはすべて実行できなければならない。現内閣は間違った状況にあり、障害となっている。それというのも他の政府なら容易に得られるものを、現内閣は策略を用いずには得られないからなのである。出版は党派問題ではあり得ない。もし宗教や王権が脅かされるのなら、内閣は、作為的な外部の挑発行為に頼るなどということをせずに、そのことを明言すべきである。もし特殊な立場にあるためにそれができず、それでもやはり危険に気づいているのであれば、内閣は良心によって義務を果たさなければならない。なぜなら内閣は良心によってその立場を知らなければならないからである。

出版問題ほど内閣の顔触れに左右される問題はない。武器を手渡す時は、誰に託すのか検討するものである。いやまじめに言おう。現在の状況において、よい出版法を定めるのに最大の障害となるのは内閣である。内閣は法案を提出しても、その前歴ゆえに、自分自身の仕事を踏みにじり、自らの言動との矛盾に絶えず身をさらさねば法律の必要性を正当化できないのである。実際、ヴィレール、コルビエール(*)両氏は、長い間、出版の自由に関する最も熱心な支持者ではなかったか。彼らが我々よりもはるかに激しく、はるかに敵意をもって内閣の行政に反対していたころ、彼らは出版の自由がもたらす恩恵について演壇で高らかに声明したのではなかったのか(*)?そのような彼らが、今日出版の危険性について我々に語るなどということができようか。この危険性は極めて現実的だが、その前歴が矛盾しない人物によってしか有効に指摘され得ないのである。また現内閣は、あらゆる予防策を無用のものとして軽んじたのではなかったか、またこの問題になると、経験の助言や忠告を軽蔑をもって拒絶しさえしたのではなかったのか。

最後に最も嘆かわしいのは、この大臣が、徹夜で作った大切な現行の法 律を、無力であると指摘しなければならないことである。 大法官氏 🦁 の提 案理由説明、キュイフレ氏やマルティニャック氏 4º の 1822 年法 5º につ いての見事な報告がまだ鳴り響いているこの同じ演壇で、内閣はこの計画 について非を認めて謝罪しに来なければならないし、初年度は非常に強力 で抑圧的であった法律がしだいに衰え、あたかもこの内閣の継続的な衰退 に従っているかのように、今日では出版の許可に対する心もとない保証に 変わってしまったとはっきりと声明せざるをえないだろう。肉閣の心配 の本当の理由が顧みられるおそれもある。つまり慧眼なる王党派の立法者 諸氏によって、現内閣の考えの奥底では、宗教や王権を保護したいという 思いより、世論に脅かされている 3 パーセント (7) を救いたいという思い のほうが大きいことが見抜かれてしまうおそれもあるのだ。宗教や王権な どというのは、我らが政治家たちの考えでは二義的なものでしかないのだ から。繰り返すが、このような個人的な思惑が、権力の手綱を握る内閣に とって、出版法の制定をより難しくしているのである。内閣がそれを手に 入れるには、言葉や前歴に対する絶えざる矛盾に陥らざるをえないし、ま

たそれが採択されたにしても、施行されれば、1822 年法のように内閣の信 用失墜という影響を避けることはできないだろう。

この難しい立場によって、おそらく内閣は、王が持つ発議権を放棄し、 出版に関する法的措置の提案を下院に委ねるかもしれないのである。しか しこのやり方は、もしそれが本当ならば、害悪は感じるものの、自力でそ れを改善することができないという嘆かわしい立場に、内閣がたどり着い てしまったということを証明しはしないだろうか。もしそうならば、政治 家が国家の運命を圧迫し、事態の進展において、方策であるよりむしろ障 害になるのはどの程度まで許されるのかを知るのは、高度の道徳的、政治 的問題となるであろう。

- 1 貴族でユルトラ政治家 (1767~1853)。1820年文部大臣、21年内務大臣。 入閣前、一時期ヴィレールと共に、出版の自由や陪審制度を主張して、政府攻撃を行っていたことがある。
- 2 ヴィレールは 1817 年、有権者人口の拡大を提案する。その意図は、ブルジョワジーよりは好意的な下層階級に王党派の基盤を広げることにあった。しかしこの提案は自らの保身を図る議会から、貴族の面汚しとして斥けられる。かくしてヴィレールは少数グループを形成し、ある時は演壇から、またある時は彼が創刊に参加した『コンセルヴァトゥール』紙によって政府攻撃を行うことになる。この時彼が謳った主張のひとつに、出版の自由があった。

この時のヴィレールの態度は、『コティディエンヌ』紙から見ればユルトラにあるまじき裏切り行為であり、同紙はこの箇所でいまだに嫌みを言っているのである。ちなみに 1820 年 2 月のベリー公暗殺事件以来、一挙に出版規制の風潮が高まり、ヴィレールも普通のユルトラの立場に戻っている。

- 3 ヴィレール内閣の大法官はペロンネ(1778~1854)である。彼は出版法のみならず、売聖法、長子相続法など次々に反動政策を打ち出した。哲学者でもある正理論派の政治家ロワイエ・コラールは彼の取った措置について次のように言っている。「印刷所はフランスでは消滅する。」ペロンネは、七月革命の引き金となるサン・クルーの四勅令の起草署名にも加わることになる。
- 4 キュイフレ…不明。マルティニャック…政治家 (1778~1832)。後にヴィレールの後を襲って組閣し (1828~29)、政府と議会の宥和を図る穏健な路線

を取ったが、すぐに反動的なポリニャックに代わられた。

- 5 1822 年法の主な内容は次の通り。
 - ・検閲は、国会閉会中に深刻な問題が起こったときにしか機能しない。
 - ・判決は陪審員ではなく、軽罪裁判所が下す。
 - ・裁判所は、一連の記事の傾向によって、適当でないと判断される出版物 については、発行停止処分にすることができる。また二度この処分を受け た出版物が、なおもその傾向を改めない場合には、全面廃刊に追い込むこ とができる。

最初の項目に関して言えば、ヴィレールは二度この特例を使っているが、事実上の検閲廃止と見てよい。三番目の項目によって、有罪無罪の決定は裁判官の自由裁量に委ねられることになった。政府はこれにより、明確に指摘されるような違反を犯さずに扇動を行う狡猾な新聞類を取り締まろうと目論んだ。しかし逆に「傾向」などという曖昧な基準で取り締まりを行わねばならなくなった裁判官の方は及び腰になってしまい、概して判断は甘めになっていった。結局、22 年法は政府の目論見とは逆に、出版側に大きな自由を与えてしまうことになる。

6 例えば、施行の翌年の1823年4月には『クーリエ・フランセ』紙と『ピロット』紙が2週間の出版停止処分を受けているが、その2年後の25年12月(この記事の前月) にはイエズス会などを辛辣に批判した『クーリエ』紙、『コンスティチュショネル』紙は起訴されても無罪になっている。その判決理由文は裁判官の苦悩を物語っている。「これらの攻撃のいくつかは『慎重さ』を欠いているものの、国家宗教への敬意に害を与えるまではいっていない」というのである。

7 亡命貴族の賠償金 10 億フランを賄うために、1825 年、年金生活者の反対を押し切って、国債利率が5%から3%に引き下げられた。